

開成町指定地域密着型サービス事業者等の指定申請における事前申出及び
事前協議手続に関する要綱第4条各号に該当しない旨の誓約書

平成 年 月 日

開成町長 様

所在地
申請者

名 称

代表者名

印

住 所

事前申出者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

【開成町指定地域密着型サービス事業者等の指定申請における事前申出及び事前協議手続に関する
要綱第4条（抄）】 （「法」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）を指す。）

- （1）法人でないもの
- （2）法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律や政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- （3）法第78条の9（第2号から第5号までを除く。以下この条において同じ。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- （4）法第78条の9の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第78条の5の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は法第78条の7の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないもの
- （5）事前申出前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- （6）事前申出者の役員等が次のいずれかに該当する者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ロ 第2号又は前号に該当する者
 - ハ 法第78条の9の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内にその役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの
 - ニ 第4号に規定する期間内に法第78条の5の規定による事業の廃止の届出をした法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）又は第78条の7の規定による指定の辞退をした法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前60日以内にその役員等であった者で当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないもの

役員等名簿		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所
	役職名・呼称	TEL FAX

備考 当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び事業所を管理する者について記入してください。